

福島県における農業の復興をめぐる状況と課題

茅 野 千江子

- ① 東日本大震災により、東北地方の基幹産業である農業は大きな被害を受けた。特に、福島県の農業は、地震・津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の放射性物質による農地、農作物等の汚染、さらには風評被害と、厳しい状況に置かれており、復興に向けた動きは順調とはいえない。
- ② 国においては、「東日本大震災復興基本法」に基づく基本方針の方向性を進化・具体化させたものとして、農業・農村の復興マスタープランを策定し、農地の復旧、項目ごとの基本的な考え方、具体的な支援事業を定めている。また、「東日本大震災復興特別区域法」、「福島復興再生特別措置法」等に基づく計画や措置、福島再生加速化交付金などにおいても、農業の復興・再生に向けた施策が講じられている。
- ③ 福島県においても、復興関連の計画やふくしま農林水産業新生プラン等に基づき、農業の再生に向けた施策に取り組んでいる。
- ④ 県内の各地では、農業者が、農業の復興・再生に向け、様々な取組を行っている。それらの取組は、大学・研究者などによる専門的知識を生かした支援、組織連携による取組など、県内外からの支援により支えられていることが多い。
- ⑤ また、根強く残る風評被害に対し、農産物関連情報を開示することにより信頼回復を図ろうとする努力も続いており、6次産業化等高付加価値化により、その克服を目指す動きもある。さらに、農村に多く存在する再生可能エネルギー資源の活用や女性の活躍により農業・農村の活性化を図る取組も行われている。
- ⑥ 福島県の農業は、震災前から、農業就業人口の減少や高齢化が課題となっており、営農開始が大幅に遅れることになれば、高齢な農業者の離農に拍車をかけ、後継者たる若い世代の農業者のさらなる流出を招くことになる。復興の加速化は急を要する。
- ⑦ 復興に向けた課題として、農村コミュニティの再生と農業の復興の一体的な推進及びボトムアップ型の取組の促進の必要性が指摘されており、原発事故による被害については、放射性物質による汚染対策、風評被害対策、営農者の健康管理に関する様々な課題が挙げられている。また、6次産業化等の促進や農業分野への再生可能エネルギーの活用当たりの課題も指摘されている。
- ⑧ 地域の自律的な意思に基づき、地域の資源・技術・人材など、ハードとソフトの資源を活用して、総合的に地域が発展することを目指す内発的発展のためには、「農山村の自前の発展努力」、「農山村と都市との連携」及び「国の支援措置」の3つの結合が不可欠とされている。今後も、福島県の農業者など地域の「発展努力」を地域の内外から支え、国もさらなる支援を行っていくことが期待される。

福島県における農業の復興をめぐる状況と課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 農林環境調査室主任 茅野 千江子

目 次

はじめに

I 農業関係の被害及び復旧・復興の現状

- 1 東日本大震災による農業被害
- 2 復旧・復興の現状

II 国及び福島県の農業の復興への取組

- 1 被災地共通の法制度
- 2 福島県に関する法制度・計画等
- 3 放射性物質関連対策・風評被害対策

III 福島県内各地の農業の復興への取組

- 1 県内外の支援を受けた営農継続への取組
- 2 農産物関連情報を開示する取組
- 3 地域の資源を活用した取組
- 4 6次産業化等高付加価値化の取組

IV 復興に向けた課題

- 1 復興に向けた取組の進め方
- 2 原発事故による被害への対応
- 3 6次産業化等の促進のための課題
- 4 再生可能エネルギーの農業分野への活用

おわりに

はじめに

東日本大震災は、広い範囲に、かつ様々な分野に大きな被害をもたらし、東北地方の基幹産業であった農業にも深刻な被害を与えた。もとより、我が国の農業は、就業人口の減少、就業者の高齢化、後継者不足など、近年、その将来が懸念されてきたが、特に被害の大きかった東北の被災地においては、それらの諸問題が地域的にも時間的にも凝縮した形で現れているといわれる。また、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により拡散した放射性物質により、農地、農作物などが汚染され、現時点でも営農を再開できない地域がある。さらに、汚染のおそれのない農作物などについても、買控えや価格の低迷など風評被害が生じ、その影響は福島県をはじめ広範囲に及んだ。

震災から3年半が過ぎ、農業の復旧・復興のための各種施策が講じられているものの、いまだ、被災地の農業を取り巻く環境には厳しいものがある。しかし、そのような状況の下でも、被災地各地においては、農業の復興に向けて、様々な取組が行われている。

本稿においては、特に厳しい状況に置かれている福島県の農業について、これまでの復旧・

復興の状況を踏まえつつ、今後の復興に向けた動きを加速するための課題を探る。

I 農業関係の被害及び復旧・復興の現状

1 東日本大震災による農業被害

(1) 全国の農業関係被害の概況

東日本大震災による農業関係の被害総額は、9476億円であり、その約9割が岩手・宮城・福島の3県（以下「被災3県」という。）に集中している（表1）。津波により農地が流失・冠水した面積も、全体（21,480ha）のうち被災3県におけるものが20,530haと96%を占める（表2）。県別では、被害額については、津波被害が最大であった宮城県が最も大きい（表1）が、被害にあった農業経営体については、福島県が数、割合ともに最も大きい（表3）。

地震と津波による被害は、具体的には、津波で冠水した農地におけるがれきの堆積や塩害、地盤沈下、地震後の停電によるボイラーの停止に起因するビニールハウスの農作物の被害、家畜の水死・圧死、農作物加工工場などの損壊、それに伴う加工すべき農産物の廃棄など様々な形で現れた⁽¹⁾。加えて、原発事故に起因する放射性物質による汚染は、大気や土壤だけでなく農畜産物にも広がり、食品中の放射性物質の暫

表1 農業関係被害額

（単位：億円）

	全国計	被災3県			
		岩手	宮城	福島	
農地・農業用施設等	8,841 (*1)	8,155	639	5,082	2,434
農作物等	635	502	48	433	21
計	9,476	8,657	687	5,515	2,455

(注) 平成24年3月5日現在。

(*1) 農林水産省『平成24年度 食料・農業・農村の動向』[2013], p.5では、平成24年7月5日現在のデータとして、農地・農業用施設等の被害額は、被災地域全体で8414億円になっている（被災3県及び県別の内訳は示されていない。）。

(出典) 農林水産省「東日本大震災と農林水産業基礎統計データ（図説）平成24年6月改訂版」pp.4-5. <http://www.maff.go.jp/j/tokei/joho/zusetu/pdf/01_2406_p01-11.pdf>を基に筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報は、2014年10月29日現在である。

(1) 農林水産省『平成23年度 食料・農業・農村の動向』[2012], p.5.

表2 津波被災農地面積とそのうちの営農再開可能面積の見通し

	津波被災6県 (*1) 計	被災3県				
		岩手	宮城	福島		
津波被災農地面積 (ha)	21,480	20,530	730	14,340	5,460	
耕地面積 (*2) に占める割合	2.4%	4.7%	0.5%	10.5%	3.6%	
平成26年度末営農 再開可能見通し	面積 (ha)	15,060	14,110	450	12,030	1,630
	割合	70.0%	68.7%	61.7%	83.9%	29.9%

(*1) 被災3県に加え、青森、茨城、千葉の各県。

(*2) 平成22年。

(出典) 農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(平成23年8月26日決定、平成26年6月20日改正) p.3。

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/higai_taio/pdf/260620_hontai.pdf> を基に筆者作成。

表3 被害農業経営体数と営農再開の状況

	被災3県	被災3県		
		岩手	宮城	福島
被害経営体数	32,100	7,700	7,290	17,200
うち津波被害	9,370	480	6,060	2,840
全経営体数に占める割合 (*1)	24.0%	21.8%	15.3%	33.7%
営農再開割合(平成26年2月1日現在)	71.7%	97.1%	70.4%	60.9%

(*1) 被災3県又は各県の2010年世界農林業センサス時点(平成22年2月1日現在)の全経営体数。

(出典) 農林水産省「被災3県における農業経営体の被災・経営再開状況(平成26年2月1日現在)」pp.3-4。<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/pdf/n_gaiyo_140305.pdf> を基に筆者作成。

定規制値⁽²⁾を超える放射性物質が検出されたことを受け、特定の農畜産物等の出荷や摂取の制限が行われた⁽³⁾。

農畜産物の汚染については、事故直後から日が経つにつれて影響は減じた。しかし、もともと放射性物質による農畜産物の汚染がなかった地域も含め、被災3県、とりわけ福島県を中心に、農畜産物の買控えと価格の暴落・低迷などの風評被害が生じた。

(2) 福島県の農業被害

(i) 被災前の福島県の農業

福島県の農業就業人口(販売農家)は、平成2年(181,130人)から平成22年(109,048人)の20年間で、約4割減少した。また、65歳以上の農業就業人口の割合が63.9%(60歳以上では、76.4%)を占め、急速な高齢化が問題になっていた。その一方では、平成22年において、総農家数は全国シェア3.8%で全国第3位、農業就業人口も同4.2%で第3位となっており、農業に関わる人口の比率は高かった⁽⁴⁾。耕地面積

(2) 原子力安全委員会によって示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値として、これを上回る食品については、「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)第6条第2号に当たるものとして、食用に供することのないよう対応することとされた。(厚生労働省「放射能汚染された食品の取り扱いについて(福島原子力発電所事故関連)」2011.3.17。<<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e.html>>) また、平成24年4月1日からは、暫定規制値より厳しい新たな基準値が設定されている。(厚生労働省「食品中の放射性物質の新たな基準値」<http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/leaflet_120329.pdf>)

(3) 農林水産省 前掲注(1), pp.53-54。

(4) 農林水産省大臣官房統計部編『2010年世界農林業センサス 第2巻 農林業経営体調査報告書—総括編—』2012, pp.212, 290-293。

は、全国で3.3%を占め、第7位となっていた一方で、耕作放棄地面積が、全国で一番多く、県内の農地面積の約2割を占めていた⁽⁵⁾。福島県の平成22年の農業産出額は2330億円で、全国で第11位であり、農産物の主力は米であるが、県内各地において、地域の気候や地形を生かして、様々な形態の農業が展開されていた(図1)。

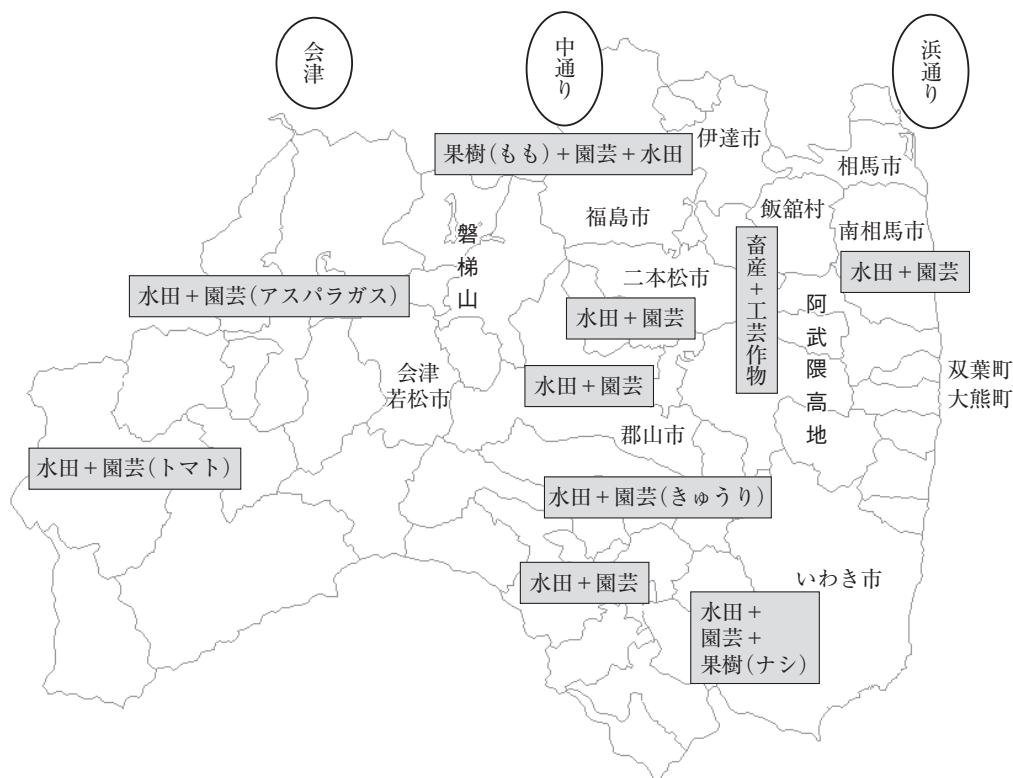
(ii) 福島県の農業被害の特徴

東日本大震災による福島県の農業関係の被害額は2455億円(表1)であり、農業経営体の約1/3に当たる17,200経営体が被害を受けた(表3)。津波による流失・冠水は、県全体の農地の3.6%

に当たる5,460haで生じた(表2)が、県南部に位置し、内陸方面にも市域が広がるいわき市での津波被害は農地の5.3%であるのに対し、北部の相馬市、南相馬市では、それぞれの農地面積の3割以上が流失・冠水した⁽⁶⁾。

原発事故による避難地域を含む12市町村(南相馬市、田村市、川俣町、飯館村、双葉郡8町村)の耕地面積は、県全体の耕地面積の17.6%(うち水田が16.9%)を占めており、当該地域の農業経営体の割合は県全体の16.2%に当たる。平成23年には、同年4月時点における「避難指示区域」等において稲の作付けが制限され⁽⁷⁾、同年の作付制限区域の水稻不作付面積は、8,500haと

図1 福島県農業の地域性



(出典) 小山良太「序章 原発事故から三年目の福島で」小山良太・小松知未編著『農の再生と食の安全—原発事故と福島の2年—』新日本出版社、2013、p.14及び福島県「ふくしま農林水産業新生プラン—福島県農林水産業振興計画—」2013.3、pp.190、196、202、206、212、216、222。<<http://www.pref.fukushima.lg.jp/download/1/2013nourinsuisanplan.pdf>>を基に、Craft MAP 日本・世界の白地図 <<http://www.craftmap.box-i.net/>>を用いて筆者作成。

(5) 農林水産省大臣官房統計部編『平成22年 耕地及び作付面積統計(併載 平成18年~21年累年統計)』p.27; 同上、pp.218-219。
 (6) 農林水産省大臣官房統計部農村振興局「東北地方太平洋沖地震に伴う農地の流失・冠水等被害推定面積(市町村別)」2011.3.29。<<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/sekkei/pdf/110329-02.pdf>>
 (7) 福島県農林水産部「本県農業を取り巻く状況について」2012.11、pp.1、3。<<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/49164.pdf>>

県全体の作付面積(平成22年)の11%に上った⁽⁸⁾。

風評被害に関し、福島県の農業者は、78.6%が「買い控えによる販売不振が生じた」とし(全国平均では34.1%)、41.1%が「取引先の要求等による放射性物質検査の費用負担や各種証明書の発行の費用負担が生じた」としている(同11.6%)⁽⁹⁾。

小山良太福島大学教授は、福島県内の被害には地域ごとに表4のような違いがあるとしている。

2 復旧・復興の現状

(1) 全国の復旧・復興の概況

津波被災農地については、平成26年度末までに、津波被災6県(被災3県に加えて、青森・茨城・千葉の各県)のうち70.0%で「営農再開」が可能となる見通し(表2)とされている⁽¹⁰⁾。また、被災3県全体では、平成26年2月1日現在で、被害のあった農業経営体のうち、71.7%

の農業経営体が営農を再開した(表3)。

(2) 福島県における復旧・復興の状況

震災の年に前年比で約20%落ち込んだ農業産出額は、翌年の平成24年には、若干持ち直した(2021億円:全国第17位、対平成22年比86.7%)⁽¹¹⁾。

平成26年2月1日時点で、福島県の農業経営体の営農再開率は60.9%である(表3)。営農を再開できない理由としては、「原発事故の影響」が96.6%と最も多い⁽¹²⁾。実際、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町などでは再開した農業経営体はなく、楡葉町でも再開した農業経営体はわずかである。津波被害のあった農業経営体についてみても、原発事故の影響の少ない新地町やいわき市では再開した割合が高い(前者は72.0%、後者は78.8%)のに対し、南相馬市の再開割合は低い(10.1%)⁽¹³⁾。

また、営農再開が可能となる見通しの農地面

表4 福島県の各地域における被害の特徴

地域	被害の特徴
浜通り	津波被害・営農停止から復旧中の地域、原発事故による長期避難のため営農再開の目処が立たない地域、避難先から帰還し作付けを自粛し又は再開した地域、営農継続が可能な地域が混在。
阿武隈高地	一部地域で深刻な放射性物質による汚染。
中通り	局所的に高いレベルの農地の汚染。汚染状況は、圃場一枚ごとに異なる。特産品であったあんば柿が加工自粛になる等深刻な影響。
会津地方	放射性物質による汚染は隣接する他県と同程度又は低いにもかかわらず、福島県産として風評被害。

(出典) 小山良太「序章 原発事故から三年目の福島で」小山良太・小松知未編著『農の再生と食の安全—原発事故と福島の2年—』新日本出版社、2013、pp.13-15を基に筆者作成。

(8) 福島県水田畑作課「福島県における米の全量全袋検査の取組みについて」p.5. <<http://www.a-u-tokyo.ac.jp/rpj/tpj/event/20131214slide1.pdf>>

(9) 農林水産省 前掲注(1), p.75.

(10) この「営農再開」については、農地の耕起、播種等の農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体で、被害のあった農業生産基盤、設備が未復旧である農業経営体が含まれている。(農林水産省「被災3県における農業経営体の被災・経営再開状況(平成26年2月1日現在)」2014.3, p.4. <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/pdf/n_zentai_140305.pdf>) このため、この数字と現地の人の考える「営農再開」との間には大きなギャップがあるとの指摘もある。(工藤昭彦「農業・農村の復興に向けた課題」『農村経済研究』31巻2号, 2013.9, p.22.) また、福島県の農業経営体については、「営農再開」は「実証栽培」を含んでいる。(農林水産省 同, pp.4-5.) なお、復旧工事が終わって農家に引き渡された農地であっても、塩害などで実際に作付けできない場合もあると報道された。(「復興指標 実情とズレ 除塩でも不作 水産加工は人不足」『読売新聞』2014.3.1.)

(11) 農林水産省大臣官房統計部編「都道府県別農業産出額及び生産農業所得 実額」『平成24年 生産農業所得統計』 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlstdl.do?sinfid=000023621301>>

(12) 農林水産省 前掲注(10), p.6. 複数回答による調査結果である。

(13) 同上, pp.8, 15

積の割合は、平成 26 年度末時点で、福島県は 29.9%と低い(表 2)。これは、避難指示区域内の津波被災農地(2,120ha)については、避難指了解除の見込み、除染の工程などを踏まえて、復旧を行うこととなることに加え、農地転用が見込まれ復旧が不要となる農地(580ha)があることによる⁽¹⁴⁾。

稲の作付制限の面積については、平成 25 年産米で 6,000ha、平成 26 年産米で 2,100ha と減少している⁽¹⁵⁾。

Ⅱ及びⅢで紹介するように、県内各地で、安全な農産物を安心して消費者に購入してもらうための取組が進められ、福島県産の農産物で放射性物質の基準値を超える農産物が流通するリスクはかなり低いものになっている⁽¹⁶⁾。しかしながら、品目によって傾向に違いはあるものの、また、一時期に比べ収まる傾向はみられるものの、福島県産の農畜産物は、風評被害から

脱しきれていない状況にある。⁽¹⁷⁾

福島県の主要農産物について、東京卸売市場における震災の前後の年の平均価格の変化(表 5)をみると、産出額が全国で第 4 位(平成 22 年)であった夏秋きゅうりについては、平成 23 年は影響がほとんどなく、平成 24 年に大きく価格が下がった後、価格はほぼ持ち直している⁽¹⁸⁾。一方で、全国第 2 位の収穫量(同年)であったいんげんは、震災後価格が低迷し、生産量も減少傾向にある。産出額が全国で第 2 位であったももは、平成 23 年には前年の半分近くまで価格が落ち込み⁽¹⁹⁾、平成 24 年以降は回復しつつあるが元の水準には戻っていない。また、第 9 位であった肉用牛(和牛)の平均価格は、震災後低下傾向にあったが、平成 23 年 7 月に福島産の牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、約 1 か月の出荷停止となった後に、大幅に下落した。その後価格は徐々に回復して

(14) 農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(平成 23 年 8 月 26 日決定、平成 26 年 6 月 20 日改正) p.3. <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/higai_taio/pdf/260620_hontai.pdf>

(15) 農林水産省「避難指示区域等における 26 年産米の作付に係る取組について(26 年産米の作付制限等の対象地域)」2014.3.7. <<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kokumotu/140307.html>>

(16) 平成 25 年産の玄米では、検出限界値未満(25Bq/kg(ベクレル/kg)未満)が 99.93%となっており、米についての基準値となる 100Bq/kg 以下でみると 99.99%である。(ふくしまの恵み安全対策協議会「放射性物質検査情報」<<https://fukumegu.org/ok/kome/year/13>>) 前掲注(2)参照。

(17) 菊地昌弥「卸売市場動向からみた福島県産農産物の被害状況」『農業経済研究』85 巻 3 号, 2013.12, pp.140-150; 日本銀行福島支店「福島県における農業の現状と課題」『BOJ: Reports&Research Papers』2013.5.1, pp.3-6. <<http://www3.boj.or.jp/fukushima/hoka/nougyou.pdf>>; 福島県「グラフで見る東日本大震災からの歩み—統計データから見る福島県の現状—」<<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/63800.pdf>>

(18) トマトも、ほぼ同様の傾向を示している。平成 23 年に、福島産の多くの品目で価格が下がったのに対し、きゅうりとトマトのように、一部であるが、影響を受けなかった品目もある。きゅうりとトマトの価格が下がらなかった要因について、これらが果菜類の野菜の中で、家庭用・業務用において最も需要のある品目であることに加え、福島産の出荷最盛期である 8 月に、北関東及び南関東を中心とした日照不足により作柄状況が悪く東京市場への出荷が不足し、福島産を使わざるを得なかったとの見方がある。(菊地 同上, pp.145-147. 青果物中央卸売市場の卸売業者へのヒアリング調査による。)なお、代替可能な商品に風評被害は発生しやすいと指摘されている。福島県の主力農産物である米は他県産で代替され、取引量の減少・価格の低下が顕著であり、流通過程で「棚を奪われて」しまうと取り戻すのは容易でないといわれる。(関谷直也「東京電力福島第一原子力発電所事故における風評被害の課題」『農村経済研究』32 巻 1 号, 2014.3, p.38; 「原発と福島 風評の現実 4 「売りにくい米」店側敬遠」『読売新聞』2014.8.29.)

(19) 平成 23 年は、豊作だったことに加え、震災以前にギフト用に直接販売していた生産者が、原発事故の影響で売れ行きに不安を持つようになったこと、及び実際に百貨店との取引が打ち切られたことにより、農協組織を通じた出荷に切り替え、その結果、市場出荷量が増えて値崩れを起こした。(菊地 同上, pp.144-147.)なお、放射性セシウムが牛肉から検出された時期と、ももの出荷盛期が重なったことの影響を指摘するものもある。(半杭真一「東日本大震災と原子力発電所事故が福島県農業にもたらした被害—震災発生年における青果物のお荷・流通段階を中心に—」『福島県農業総合センター研究報告』2014.2, 福島県農業総合センター, p.126.)

表5 福島県の主な農産物価格等の推移

			対平成22年比						
			平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成23年	平成24年	平成25年
夏秋きゅうり	数量 (トン)	全国	33,674	34,465	36,690	32,989	102.3	109.0	98.0
		福島 (シェア)	9,415 28.0%	9,892 28.7%	10,139 27.6%	9,165 27.8%	105.1	107.7	97.3
	価格 (円/kg)	全国	279	288	225	331	103.2	80.6	118.6
		福島 (価格比)	266 95.3	264 91.7	185 82.2	304 91.8	99.2	69.5	114.3
いんげん	数量 (トン)	全国	4,345	4,232	4,317	4,145	97.4	99.4	95.4
		福島 (シェア)	885 20.4%	790 18.7%	732 17.0%	745 18.0%	89.3	82.7	84.2
	価格 (円/kg)	全国	793	765	721	756	96.5	90.9	95.3
		福島 (価格比)	806 101.6	659 86.1	518 71.8	631 83.5	81.8	64.3	78.3
もも	数量 (トン)	全国	14,423	16,634	15,074	14,460	115.3	104.5	100.3
		福島 (シェア)	3,782 26.2%	5,907 35.5%	4,373 29.0%	5,152 35.6%	156.2	115.6	136.2
	価格 (円/kg)	全国	483	406	455	478	84.1	94.2	99.0
		福島 (価格比)	439 90.9	222 54.7	340 74.7	356 74.5	50.6	77.4	81.1
肉用牛(和牛)	数量 (トン)	全国	31,760	31,208	32,844	34,490	98.3	103.4	108.6
		福島 (シェア)	3,313 10.4%	2,904 9.3%	2,905 8.8%	2,723 7.9%	87.7	87.7	82.2
	価格 (円/kg)	全国	1,784	1,627	1,722	1,919	91.2	96.5	107.6
		福島 (価格比)	1,708 95.7	1,266 77.8	1,359 78.9	1,655 86.2	74.1	79.6	96.9

(注1) 「シェア」は全国の数値に占める福島県産の数値の割合を示す。「価格比」は全国価格を100としたときの福島県産の価格を示す。
 (注2) 「夏秋きゅうり」とは、7月から11月までに取り扱ったきゅうりを示す。
 (出典) 「東京都中央卸売市場統計」 <<http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/index.html>> を基に筆者作成。

いるものの元の水準には戻っていない⁽²⁰⁾。

II 国及び福島県の農業の復興への取組

東日本大震災からの復旧及び復興のため、多くの法律が制定され、また、多くの支援措置が講じられている。農業分野における国及び福島県の主な取組は、以下のとおりとなっている。

1 被災地共通の法制度

「東日本大震災復興基本法」(平成23年法律第76号)に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定。以下「基本方針」という。)において、農業・農村の復興の方向性が示された。農林水産省は、これを進化させ、具体化するためのものとして、「農業・農村の復興マスタープラン」(平成23年8月26日、平成26年6月20

⁽²⁰⁾ 「原発と福島 風評の現実1 1キロ300円差 悩む畜産農家」『読売新聞』2014.8.26.それまでの「福島牛」の表示に代わって、「国産牛」と表示されるようになったことを知り、畜産農家が「ショックを受けた」ことについても紹介されている。同じく、300円/kgの価格差について、平成23年の同時期に出荷制限となった宮城県産牛などが出荷再開後数か月で全国平均レベルに戻ったことと比較して、福島県産牛の価格の異常さを指摘するものもある。(遊佐正広「コメント」『農村経済研究』32巻1号、2014.3、p.55.)

日改正。以下「マスタープラン」という。)を策定した。この中では、農地の復旧のスケジュールが示されるとともに、農地の復旧までの被災農業者の所得確保、将来の農業・農村の中心となる経営者の確保、土地利用調整、原発事故への対応などについての基本的な考え方が明らかにされ、さらに、「サポート内容」として具体的な支援事業が列記されている(表6)⁽²¹⁾。

また、地域の創意工夫を生かした復興を推進するために制定された「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)に基づく農林水産業関係の措置等の内容は、表7のとおりとなっている。

2 福島県に関する法制度・計画等

放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生のために制定された「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)に基づき、「福島復興再生基本方針」(平成24年7月13日閣議決定)が定められ、この基本方針に即して定められた①「避難解除等区域復興再生計画」、②「産業復興再生計画」及び③「重点推進計画」において、それぞれの計画の位置付けに即した農業の復興に向けた取組が定められている⁽²²⁾。

さらに、平成25年12月には、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日閣議決定)が決定された。地元自治体の自主的・主体的な事業展開を可能にすることに

表6 「農業・農村の復興マスタープラン」に示された「サポート内容」の例

事業等	内 容
被災農家経営再開支援事業	地域で復興組合等を組織してゴミ・がれきの除去、農地の補修など経営再開に向けた復旧事業を共同で行う被災農業者に支援金を交付(営農再開までの被災農業者の収入確保の支援)
東日本大震災農業生産対策交付金	営農再開のための施設の復旧、営農資材や農業用機械の導入、放射性物質の農作物への吸収を抑制する資材の導入等を支援
福島県営農再開支援事業	福島県に基金を設置し、避難指示区域等において営農再開を目的として行う一連の取組(除染後農地等の保安全管理や作付実証に対する支援、鳥獣被害防止緊急対策等)を、農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて、切れ目なく支援(平成29年度までに、生産中止等となった農地面積の6割の営農再開が目標)

(出典) 農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(平成23年8月26日、平成26年6月20日改正) <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/higai_taio/pdf/260620_hontai.pdf>等を基に筆者作成。

表7 「東日本大震災復興特別区域法」に基づく農林水産業関係の措置等

計画	内 容
復興推進計画 (規則・手続きの特例措置)	津波被災地域の食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー関連施設等)の整備を図るための農地転用等の特例等
復興整備計画 (土地利用の整備のための特例措置)	土地利用の再編を図りながら復興に向けた地域づくりを進めることが必要な地域における農業振興地域等のゾーニングの変更や農地転用等の許認可等のワンストップ処理及び土地改良事業等の復興整備事業の実施についての特例
復興交付金事業計画 (復興交付金の交付)	被災地方公共団体が自らの復興計画の下に進める地域づくりを支援し、復興交付金により復興を加速(農業・加工用施設設備等への支援等)

(出典) 農林水産省『平成24年度 食料・農業・農村の動向』[2013], pp.17-18を基に筆者作成。

(21) マスタープランは、地方公共団体等の関係者との意見交換を踏まえ見直されることとされており、また、具体的な支援事業などについて、予算措置が講じられたときには追加される。

(22) 例えば、①については、a) 農業の再生に向けた取組、b) 食品の検査の実施と情報の提供、c) 風評被害対策について講ずる施策と具体的な事業などが定められ、②については、産業全般の復興・再生のため、a) 区域ごとの農林水産業の取組の方向が示され、b) 規制の特例措置を活用した地域ブランドの確立(地域団体商標制度を活用した福島ブランドの確立及び新品種育成による新たなブランドの構築)が定められており、③については、新たな産業の創出等のための「先導的な施策への取組」として「福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)の整備・運営」等が挙げられている。②及び③は、福島県知事が作成して、内閣総理大臣が認定する。

より復興を加速するため、「福島再生加速化交付金」が新設され、農業分野では、営農再開等に向けた環境整備が対象となっている⁽²³⁾。

福島県では、平成23年8月に「福島県復興ビジョン」が策定され、この復興ビジョンを踏まえ、「福島県復興計画（第1次）」（平成23年12月）及び「福島県復興計画（第2次）」（平成24年12月）が策定されたが、この「復興計画」においては、復興に向けた12の重点プロジェクトの1つとして、「農林水産業再生」が位置付けられている。

一方、震災後の新たな福島県総合計画である「ふくしま新生プラン」が策定され、総合計画の部門別計画である福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」も平成25年3月に策定された（～平成32年度）。この中で、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生については、「福島県復興計画（第2次）」との整合性を図りながら、その施策の基本方向を示すものとされている。

被害対策として、政府により、農産物の安全確保、農地等の除染等の対策が行われている（表8）。また、風評被害を払拭すべく様々な主体による取組が行われているにもかかわらず、風評被害が根強く残っていることから、平成26年6月23日に開催された「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」⁽²⁴⁾における検討の結果、「風評対策強化指針」⁽²⁵⁾が取りまとめられた。これは、①「風評の源を取り除く」、②「正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」及び③「風評被害を受けた産業を支援する」の3つの強化指針から構成されている。

福島県では、平成24年度から、「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」（平成24～26年度）が実施されており、県内の各地で事業実施主体となる地域協議会が組織され、①米の全量全袋検査⁽²⁶⁾と結果のウェブ公開、②主要な野菜・果樹などの自主検査と結果のウェブ公開、③農産物直売所・観光農園などの自主検査体制の整備といった事業が行われている。⁽²⁷⁾

3 放射性物質関連対策・風評被害対策

農業分野における放射性物質関連対策・風評

表8 農業分野における放射性物質関連対策・風評被害対策の概要（抜粋）

項目	概 要
農産物の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を超えない米のみを出荷するため「26年産米の作付等に関する方針」を策定（平成25年12月24日公表） ・放射性セシウムの低減対策（米に対しカリ施肥による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施等） ・農産物の放射性セシウム濃度の検査（基準値を超える可能性のある品目・地域について重点的に検査（国から検査対象地域、検体数、頻度等を明示））等 ・稲の試験栽培（福島県）（稲の作付制限区域における試験栽培の取組（26年度：35試験圃））
農地等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の除染技術の開発・実証（福島県） ・牧草地の移行低減対策
被災地産食品の利用・販売の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「食べて応援しよう！」（被災地食品を積極的に消費する取組）の呼びかけ ・福島県産農産物のブランド力回復等にかかる支援 ・原発事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行

（出典）農林水産省東北農政局「農業・農村の復旧・復興に向けた東北農政局等の取組状況」2014.8, p.40. <http://www.maff.go.jp/tohoku/osirase/higai_taisaku/hukkou/pdf/fukkou08.pdf> を基に筆者作成。

²³ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）経済産業省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/131220_kakugi.pdf>

²⁴ 原子力災害による風評被害等の対策のため、平成25年3月、復興大臣の下に関係省庁の局長クラス等を構成員として設置された。（「根本復興大臣記者会見録」2013.3.19.復興庁ウェブサイト <http://www.reconstruction.go.jp/topics/25319_2.html>）

²⁵ 復興庁「風評対策強化指針」2014.6.23. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20140623_fuhyopkg.pdf>

Ⅲ 福島県内各地の農業の復興への取組

福島県内各地における農業の復興に向けた様々な取組について、いくつかの事例を、各々の特徴に着目しつつ以下に紹介する。

1 県内外の支援を受けた営農継続への取組

(1) 大学、研究者などによる専門的知識を生かした支援

津波による塩害、放射性物質による汚染などの被害への対応策については、専門的な知識が不可欠なものとなる。県内の各地では、大学、研究者などの専門家の知見に基づく支援が大きな支えになっている。

(i) 相馬市における取組

相馬市は浜通りの北部に位置し、主力の稲作を中心に野菜や果樹の栽培が行われてきた。震災時には津波による大きな被害のみならず、飯館村に隣接する中山間地域の玉野地区が放射性物質による深刻な被害を受けた⁽²⁶⁾。

同市に対する復興支援のため、東京農業大学は、平成23年4月に「東日本支援プロジェクト」を発足させた。このプロジェクトは、同大学が、

福島県の関係機関（福島県農業総合センター、同浜地域研究所）、相馬市役所、JA そうま、相馬地方森林組合、相馬市の農家・集落・生産組合と連携して、震災により生じた問題を解決し、早期に農林業の復興を実現することを目指したものである⁽²⁹⁾。その成果として、津波被災地域において、雨水による水田の除塩を行い、製鉄の副産物であるスラグ（転炉スラグ）を利用した肥料を使って土壌改良を行ったことにより、「そうま復興米」が収穫された⁽³⁰⁾。また、放射線量の高かった玉野地区における、農地一筆単位の放射性物質モニタリングシステムの開発と実証も成果の例として挙げられている⁽³¹⁾。

(ii) 二本松市東和地区における取組

二本松市東和地区（旧東和町）は、阿武隈山系の西側に位置する中山間地域であり、かつて盛んだった養蚕などの衰退後、少量多品目の有機農業に特化した取組が行われるようになった。平成17年4月には、二本松市等との合併に先立ち、「NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」（以下「ゆうきの里東和」という。）を設立して、従来の取組を継続した。具体的には、桑の葉の加工品や独自の認証制度による「東和げんき野菜」の販売、新規就農者の研修の実

(26) 福島県「全量全袋検査の流れや測定機器」<<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/zenryouzenhukurokensa-nagare.html>>

(27) 小松知未「果樹経営の再建と産地再生—福島県の自主検査と消費者意識—」小山良太・小松知未編著『農の再生と食の安全—原発事故と福島2年—』新日本出版社、2013、pp.164-167; 福島県「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」（平成25年6月一部改訂）p.28. <<http://www.pref.fukushima.lg.jp/download/1/FFSPG2013.pdf>> 福島県の放射性物質対策については、pp.27-41 参照。

(28) 山田崇裕「相馬地域の農林業の特徴と東日本大震災による農林業被害の実態」東京農業大学・相馬市編『東日本大震災からの真の農業復興への挑戦—東京農業大学と相馬市の連携—』ぎょうせい、2014、pp.89-102; 調査研究部震災復興調査班「「除塩と除染」に立ち向かい、地域再生をめざす—福島県・JA そうま、復興への取組み—（震災復興現地レポート Vol.3）」『共済総研レポート』No.129、2013.10、p.22.

(29) 門間敏幸「大学による災害復興支援の理念、プロジェクトの活動設計と成果の普及」東京農業大学・相馬市編 同上、pp.48-59; 東京農業大学「東京農業大学・東日本支援プロジェクト—福島県相馬市を対象として—」<<http://www.nodai.ac.jp/disaster/project/>>

(30) 後藤逸男・稲垣開生「「東京農大方式」による津波被災農地復興への取り組み」東京農業大学・相馬市編 同上、pp.108-135; 東京農業大学「東京農業大学東日本支援プロジェクトの活動—東日本大震災から2年目を迎えて—」2013.3.11. <http://www.nodai.ac.jp/news/category-detail.php?new_id=1781>

(31) 門間敏幸ほか「放射能汚染地域の営農システム復興のための農地1筆単位の放射能モニタリングシステムの開発と実証」東京農業大学・相馬市編 同上、pp.239-258.

施及びその移住の際の相談などを行っている。また、ゆうきの里東和は道の駅「ふくしま東和」の指定管理者ともなっている。⁽³²⁾

震災時には放射能汚染の被害を受け、地区内で場所により大きく異なる空間線量が認められた⁽³³⁾。ゆうきの里東和のメンバーは、平成23年度においては、福島県農業総合センター有機農業推進室や日本有機農業学会などのアドバイスを受け、圃場の放射線量の計測を行い、農産物の安全性を確認しながら農業を続けた⁽³⁴⁾。

ゆうきの里東和が平成23年8月に開始した「里山再生計画・災害復興プログラム」は、新潟大学、横浜国立大学、茨城大学、東京農工大学等の調査研究、地元の福島大学の協力などによって支えられている。各大学等の現場に密着した調査協力体制により、放射性セシウムが、農地を耕すことで土に遮断されて地表の空間線量が低くなることや、土に強く吸着・固定化されて農産物にはあまり移行しないことが理論的に明らかにされた。⁽³⁵⁾

平成24年産米について、県が、農家にとって負担の大きいゼオライトと塩化カリウムの投入⁽³⁶⁾を条件とする作付けの方針を示したことは、稲作を行わない場合に補償金が支払われたことと相まって営農意欲を阻害することになり、地区の30%で作付けが行われなかった。しかし、引き続き上述のような協力体制により

実地調査を行った結果、従来どおりの栽培方法で良いことなどが示され、平成25年産米については、ある集落ではすべての水田で作付けが行われたという⁽³⁷⁾。また、桑製品の主力であった「桑の葉パウダー」は、平成24年4月からの放射性物質に関する新たな基準値を超えるものがあったため、自主回収・販売停止となった。しかし、その後、新潟大学の協力の下に桑の改植実験を行い、その結果を受けて桑の葉生産者の全員が改植に踏み切るなど、事業の再建に向けた努力は続き、道の駅における桑製品の売上げは回復してきているという（Ⅲ2(1)参照）。⁽³⁸⁾

(iii) 伊達市霊山小国地区における取組

伊達市霊山小国地区は、中通り北部に位置する中山間地域で、稲作、野菜・果樹栽培、畜産と多様な農業を展開してきたが、震災時には原発事故で飛来した放射性物質により深刻な汚染を受けた。平成23年6月には、地区内の約2割の世帯が「特定避難勧奨地点」⁽³⁹⁾に設定され、それにより地区住民の間に分断・軋轢が生じることになったという。また、同地区で生産された米に暫定規制値を超えた米があったことから、24年産米の作付け制限の指示対象区域となった。⁽⁴⁰⁾

平成23年9月、地区住民有志は、「この地で今までどおり長く住み続けていくこと」を目指

32) 菅野正寿「耕してこそ農民—ゆうきの里の復興—」菅野正寿・長谷川浩編著『放射能に克つ農の営み—ふくしまから希望の復興へ—』コモンズ, 2012, pp.26-35.

33) 同上, pp.50-51.

34) 飯塚里恵子「土の力が私たちの道を拓いた—耕すことで見つけた希望—」同上, pp.66-67. 当時、県では高線量地帯の農作物しか測定しておらず、東和地区の参考になる資料がなかったという。(同, pp.68-69.) ; 野中昌法『農と言える日本人—福島発・農業の復興へ—』(有機農業選書6)コモンズ, 2014, pp.103-116.

35) 飯塚里恵子「住民自治組織による里山再生・災害復興プログラム—二本松市東和地区—」守友裕一ほか編著『福島 農からの日本再生—内発的地域づくりの展開—』農山漁村文化協会, 2014, pp.101-102.

36) 水稻にゼオライトや塩化カリウムを施用することにより、放射性セシウムの吸収を抑制する効果が得られるとされる。

37) 野中 前掲注34, pp.111-114.

38) 飯塚 前掲注35, pp.108-109; 同上, pp.118-120.

39) 「特定避難勧奨地点」とは、「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点」で、政府は、該当する住民に注意喚起、避難の支援などを行う。(原子力安全・保安院「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について(「特定避難勧奨地点」)」2011.6.16. <<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007-1.pdf>>)

して「放射能からきれいな小国を取り戻す会」を設立した。同会は発足に先立ち福島大学に協力要請を行い、小国地区は同大学の研究活動拠点となるモデル地区として指定を受けた⁽⁴¹⁾。こうして住民は、研究者たちの支援を受けながら、農地及び住宅を対象に、100m メッシュ⁽⁴²⁾・533 地点の詳細な放射線量分布マップの作成を自ら行い、また、平成 24 年 2 月には「おぐに市民放射能測定所」を開設した⁽⁴³⁾。

他方、小国地区では、若年層や後継者たちの流出による高齢化の加速、休耕水田の増加（約 3 割）などの変化が生じており、地区の活動は「放射性物質対策」から「地域再生」へと移ってきている⁽⁴⁴⁾。平成 25 年 12 月には、大学等の関係者の示唆もあり、「小国地区復興プラン提案委員会」が発足した。これは、伊達市に対し、「地区全体の意見」としての復興プランを平成 27 年 3 月に提案することを目的に作られたものであり、提案に地区の代表性を持たせるための組織構成となっている。平成 26 年 10 月には、市長に対し地域の復興プラン（中間）の要望書を提出するなど、地域住民が主体となっ

たボトムアップの取組が続いている⁽⁴⁵⁾。

(iv) 飯舘村における取組

飯舘村は、阿武隈山系北部の丘陵地帯に位置し、夏は涼しくしばしば「やませ」による冷害に悩まされるため、冷害に負けない農業の振興（飯舘牛の銘柄化、花卉・高原野菜・果樹の栽培）に努めてきた。震災の原発事故のため放射性物質により高濃度に汚染され、飯舘村全域が計画的避難地域に指定されて全村避難となり、現在も避難生活が続く。

平成 25 年 7 月からは、飯舘村復興計画の第 4 版の策定に向け、20 の行政区ごとに「帰村の見込み」、「農業再開への思い」などについて議論するワークショップが開始された。大学の研究者の助力をも得ながらこうしたボトムアップの方法で計画作成が進められ⁽⁴⁶⁾、平成 26 年 6 月に「いいたて までいな復興計画（第 4 版）」が策定された。農業が再開できるか否かが帰村のカギを握っているといわれる⁽⁴⁷⁾。

このような中、全村避難後も連絡を取り合ってきた大久保第 1 集落（現在は居住制限区域）の

(40) 菅野公「第 4 回 FAIRDO 車座会議 小国地区の復興と発展に向けて」（平成 26 年 1 月 29 日）p.2. 地球環境戦略研究機関ウェブサイト <http://www.iges.or.jp/jp/scp/fairdo/pdf/activity20140129/3_kanno.pdf>;「戸別指定「おかしい」特定避難勧奨地点 基準バラバラ 住民「地域に亀裂も」」『読売新聞』2011.8.14. なお、平成 24 年 12 月 14 日に伊達市の特定避難勧奨地点は解除されている。（原子力災害現地対策本部「伊達市における特定避難勧奨地点の解除について」2012.12.14. <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/121214/20121214_04.pdf>);「伊達 2 地区のコメ出荷停止 揺らぐ県産ブランド 農家に落胆、苦悩 応えるすべ見いだせず」『福島民報』2011.11.30.

(41) 小松知未・小山良太「地域住民と大学の連携」菅野・長谷川編著 前掲注(32), p.233. このほかにも小国地区では、新農業経営推進のための「おぐに水耕栽培研究会」、女性による「小国からの咲顔」グループなども活動している。（菅野 同上, p.2.）

(42) 小松知未「住民による放射線量調査と新たな地域づくり—伊達市霊山小国地区—」守友ほか編著 前掲注(35), pp.79-80.

(43) 同上, p.81. 地域にとどまって生活をするためには、出荷するための農作物だけでなく、自給作物も含めた農産物の安全性の確認が必須であり、地域住民から強い要望があったためといわれる。運用に当たっては、市民放射能測定所 <<http://www.crms-jpn.org/cat/org.html>>（「市民の電離放射能からの防護の向上」を目的として平成 23 年に設立）の支援を受けたとのことである。

(44) 小松知未「福島県北地域の農業経営と農業復興」（地域産業復興プログラム 福島大学ふくしま未来食・農教育プログラム 公開講座第 8 回（平成 26 年 6 月 24 日））<<http://shokunou.blogspot.jp/2014/06/blog-post.html>>; 菅野 前掲注(40)

(45) 「住民が「復興プラン」提出 伊達市に小国地区委員会」『福島民友』2014.10.10. 生活圏、森林と農地の除染に関する要望、集落営農化に向けた支援などが盛り込まれている。; 菅野 同上

(46) 野中 前掲注(34), pp.77-80.

(47) 守友裕一「原発災害からの再生をめざす村民と村—飯舘村—」守友ほか編著 前掲注(35), pp.126-127.

住民は、福島大学、新潟大学の協力を得て、1m間隔の汚染マップを作成した。これは、住民自らの手で圃場の放射線を計測し、そのデータに基づき、今後の営農再開に向けての対応を考えよう、という積極的な動きと考えられている⁽⁴⁸⁾。

(2) 組織連携の取組—土壌スクリーニング・プロジェクト—

JA新ふくしまは、福島県生活協同組合連合会及び福島大学の協力の下、管内（福島市、川俣町）の水田及び果樹園の全圃場の放射性物質汚染度の計測とマップ化を行っている。全圃場の測定のために必要な人手は、全国的生活協同組合からボランティア職員の派遣を受けている。また、放射性物質の農産物への吸収抑制対策は圃場の汚染状況により異なるため、汚染度の計測結果は、その吸収抑制対策などをJA新ふくしまと福島大学が連携して検討するための基礎データとして使われる。派遣されたボランティア職員は、安全な農産物を作るための現場の取組を測定に参加する中で学び、福島の農業について各地に伝える役割をも担っている⁽⁴⁹⁾。

(3) 新たな営農の場の提供—復興牧場—

避難指示を受けて長期避難している農業者に、新たな営農の場を提供する取組が行われている。福島県酪農業協同組合は、平成26年7月、福島市において、大規模な「復興牧場」の建設

に着手した。この牧場を、原発事故により休業中の酪農家5人（飯舘村2人、浪江町2人、南相馬市1人）が共同で設立した農業生産法人にリースし、平成27年4月の稼働開始を目指している⁽⁵⁰⁾。同協同組合によると、酪農が盛んであった飯舘村のほか、浜通りを中心とした11市町村で、原発事故の影響で76戸の酪農家が休業し、生乳生産量約25%が失われた。その後、再開しているのは13戸に過ぎないという。復興牧場は、このような避難酪農家の支援を最大の目標とするが、福島県の生乳生産基盤としての大きな期待もかかっている⁽⁵¹⁾。

(4) その他の支援

圃場や農産物の検査などについては、民間団体などからの検査機器の寄付や貸与などの支援も行われている。また、国や県・市の支援事業などのほか、多くの企業が復興支援のための企画を有し、事業活動や事業資金の支援などを行っており、農業の分野においてもこれらの支援事業が活用されている。

さらに、流通の立場から消費者と生産者をつなぐ取組⁽⁵²⁾、消費者の立場からの支援活動⁽⁵³⁾等も行われている。

2 農産物関連情報を開示する取組

現在、福島県内において行われている安全な農産物の生産に向けた様々な取組や、農産物の

(48) 守友 同上, p.135. ほかにも、住民独自の土壌測定の様子が報道されている。（「国が本格除染開始、住民独自に土壌測定 飯舘村比曽地区」『河北新報』2014.5.8.）

(49) 福島県生活協同組合連合会「福島のと農の再生に向けて—全国生協からの支援を受け、県内生協・地産地消費ふくしまネット・福島大学の連携で取り組んだ3年間の活動報告—」2014.4.15, pp.6-7. <http://fukushima.kenren-coop.jp/01news/pdf/news_140417_01_01.pdf>; 福島県生活協同組合連合会「土壌スクリーニング・プロジェクト」<<http://fukushimakenren.sakura.ne.jp/dojo/>>

(50) 敷地面積約3.6ha、建築面積約1.8ha、総飼養頭数580頭、年間生乳生産5千トンを目指す。近隣の遊休農地を利用した自給飼料生産に取り組むほか、地域に密着した資源循環型農業の実践を目指す。（全国酪農協会「「福島県酪農協が復興牧場を建設へ」2015年4月稼働を目指す—農業生産法人にリース、生産基盤の回復を期待—」『全酪新報』2014.8.1. <<http://www.rakunou.org/newspaper/201408/detail/01A.html>>）

(51) 同上; 「被災牧場 共同で再建 酪農家5人 福島市内に」『日本経済新聞』（東北版）2014.7.23; 「復興牧場」酪農家が再起 原発避難の5人、共同運営 福島で来年4月『読売新聞』2014.8.13; 「復興牧場」始動 相双の酪農家意欲、共同経営会社設立『福島民友』2014.9.9等。

(52) 戎谷徹也「分断から創造へ—生産と消費のいい関係を取り戻すために—」菅野・長谷川編著 前掲注(32), pp.217-219.

(53) 阿部直実「応援します！福島県農産物」同上, pp.194-197.

検査体制とその結果など、農産物関連情報を積極的に開示することにより信頼を取り戻し、風評被害を克服しようという努力が続いている。

(1) 販売等における農産物関連情報の開示

震災の直後、福島県内の地場食品スーパーでは、地場野菜の売上げが前年同期の4割と大きく落ち込んだ。しかし、その後、独自に実施した放射線検査の結果を野菜の販売場所に置くことにより、売上げが9割まで回復したと報道された⁽⁵⁴⁾。

前述したゆうきの里東和でも、好評だった「東和げんき野菜」の売上げが、震災後に風評被害の影響で大きく落ち込んだ。消費者の信頼確保を最重要課題の1つに掲げ、農産物の検査結果についてウェブサイトを通じて公表し、また直売所にも測定器を設置して、検査済みの安全なものしか販売しないことを店舗でPRすることにより、平成24年には、東和げんき野菜の売上げは、震災前の9割まで回復したという⁽⁵⁵⁾。また、放射性物質の検査結果だけでなく、有機栽培に関する独自の基準についても併せて表示しており、安全性確保の取組と併せて、包括的に消費者にアピールしている点に特徴があるとされる⁽⁵⁶⁾。

農業体験等の機会の提供は、農業の現場に実際に接することで、農業の現状だけでなく、県産品の魅力を知ってもらう試みであり、農業体験後も野菜の購入が続く関係が構築され、販売が回復した例も報告されている⁽⁵⁷⁾。

(2) コープふくしまの「陰膳調査」

コープふくしまでは、組合員モニターの協力を得て、福島で普通に暮らす上で、毎日の食事からどれくらいの内部被ばくがあるか、「陰膳方式」⁽⁵⁸⁾という方法で調べている。平成23年度下期から、既に5回実施されている。通常の食材に含まれる天然の放射性物質である放射性カリウム（カリウム40）の検出結果との比較も含め結果を公表しており、それらの結果は、放射性物質の汚染の少ない食品が、生産、供給されていることを示している。このため、福島県産農産物の信頼確保に向けた取組として評価されている⁽⁵⁹⁾。

3 地域の資源を活用した取組

地域における資源には、地域に存在する有形・無形の資源（文化、技術、人材、再生可能エネルギー資源など）が含まれ、農業の復興に向けた地域資源の活用の例としては次のような取組がある。

54 「食の安全は今 フクシマ農業 再興へ苦闘 消費者の信頼回復急ぐ 被災地応援消費は一服 スーパー、セール縮小も」『日経MJ（流通新聞）』2011.12.21.

55 佐野雅哉「NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会（二本松市所在）の取組み」日本都市センター企画・編集『自治体の風評被害対応—東日本大震災の事例—』日本都市センター，2014，pp.174-175；「風評被害を乗り越える、福島県二本松市東和地区」『Aff』44巻6号，2013.6，pp.2-3. <http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1306/mf_news_00.html>; 吉田行郷「被災地における農漁業の再編と集落コミュニティの再生」『農林水産政策研究所レビュー』No.55, 2013.9.27, p.7.

56 小松知未・朴相賢「農産物直売所が受けた影響と地産地消—福島県北地域の実態調査から—」小山・小松編著 前掲注(27), p.158. 会員の営農継続と生産意欲の向上を自主検査の目的の1つとしており、検査体制を整えることは、生産意欲の減退を抑えるために重要だった、と報告されている。(同, p.155.)

57 日本銀行福島支店 前掲注(17), p.7; 「原発と福島 風評の現実5 「ありのまま」発信で打開」『読売新聞』2014.9.2.

58 毎食家族数より1人分多く食事を作り、2日分を保存して検査センターに送り、そこで、均一に混ぜ込んだものを検査試料として測定する方法（コープふくしま「2013年度下期 陰膳方式による放射性物質測定調査結果（2014年3月7日更新）」<http://www.fukushima.coop/kagezen/2013_02.html>）。

59 コープネット事業連合会「なるほど！食卓の安全学 最終回 放射性セシウムの陰膳調査」2012.3. <<http://www.coopnet.jp/products/anzengaku/201203.php>>; 農林水産省「平成24年度 食料・農業・農村の動向」[2013], p.47. なお、日本生活協同組合連合会では、福島県以外に17都県において同様の調査を行い、その結果を公表している（日本生活協同組合連合会「家庭の食事からの放射性物質摂取量調査の結果について（2013年度）」<<http://jccu.coop/topics/radiation/intakeresult.html>>）。

(1) 再生可能エネルギーを活用した農業の取組
「ふくしま農林水産業新生プラン」において、「魅力ある農山漁村の形成」の実現を図るため、重点的・戦略的に取り組む施策として、「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」が位置付けられている⁽⁶⁰⁾。福島県は、森林が県土の71%、農地が11%を占めており、農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用して再生可能エネルギー生産を推進し、電力利用や雇用確保等による農林水産業・農山漁村の活性化を図ることとされている。

福島県の各地において、農業の分野に再生可能エネルギーを活用する具体的な取組が既に始まっている。

(i) 南相馬ソーラー・アグリパーク

南相馬市は、市の面積の約10分の1に当たる40.8km²が津波により被災し、津波被災農地面積は全国で一番広い。同市の津波被災地（もとは、農地と宅地だった市有地2.4ha）に、植物工場⁽⁶¹⁾、太陽光発電施設、体験学習施設を組み合わせた「南相馬ソーラー・アグリパーク」が平成25年5月に建設された。太陽光発電施設で発電した電力500kWのうち、約100kWを割安で植物工場に供給し、残りは再生可能エネルギーの固定価格買取制度⁽⁶²⁾により東北電力に売電する。南相馬市が建設した2基のエアドー

ム型植物工場は、農業生産法人が無償で借り受け、そこで栽培されるレタスなどの生産物は、福島県を中心に5県に展開するスーパーマーケットが全量を買入れ販売する。体験学習については、復興のモデルとなる「自然エネルギーと新しい農業の形」を学ぶことができるだけでなく、全国の人々との交流を行う復興拠点としても位置付けられている。風評被害の克服、農業・工業・観光業の復活、雇用の創出、ひいては、南相馬・福島全体の復興に貢献することを目的とするとされ、地元では、東日本大震災からの復興の象徴的な存在と期待されている。⁽⁶³⁾

(ii) とまとランドいわき

いわき市に所在するとまとランドいわきは、震災により施設が損壊し風評被害も受ける中、放射能物質に関する厳しい自主基準や検査済みシール貼付などの努力により営農を継続した⁽⁶⁴⁾。震災後に市から譲り受けた太陽光発電施設を施設園芸用温室で利用したり（供給量は施設の電力使用量の約2割）、別圃場に新たに太陽光発電施設を整備したりすることで、農家の営農型太陽光発電による収入増加モデルの実証を行い、また売電収入の一部を農業の後継者育成に活用するなど、再生可能エネルギーを農業に生かす取組を行ってきた。さらに、JR東日本との共同出資による大規模なトマト生産・加工会社を設立し、大規模な太陽光利用型のビニールハウス、

(60) 福島県「ふくしま農林水産業新生プラン」2013.3, pp.29-30, 32, 186-187. <<http://www.pref.fukushima.lg.jp/download/1/2013nourinsuisanplan.pdf>>

(61) 「植物工場」とは、施設内の温度、光、炭酸ガス、養液などの環境条件を自動制御装置で最適な状態で保ち、作物の播種から収穫、出荷調整まで、周年計画的に一貫して行う生産システム。天候に左右されず、安定供給でき、高齢者や障害者の雇用にもつながるなどの利点がある。（「特集 野菜をめぐる新しい動き 植物工場の可能性（1）」『Aff』41巻2号, 2010.2, p.4. <http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1002/spe1_01.html>）

(62) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づき、再生可能エネルギーで発電された電気をその地域の電力会社が買い取ることを国が約束する制度。

(63) 南相馬ソーラー・アグリパーク「施設のご紹介」<<http://minamisoma-solaragripark.com/about/>>;「太陽光と野菜工場併設 発電VB・南相馬市が計画 体験学習実施」『日本経済新聞』（東北版）2012.12.22;「グランバ 南相馬植物工場 レタス栽培協力」『日本経済新聞』（神奈川版）2013.3.12;「太陽光発電+植物工場 体験学習施設オープン 南相馬 小学生 レタス初出荷」『日本経済新聞』（東北版）2013.5.10;「福島経済特集 福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会代表理事半谷栄寿氏 環境・子ども 自然エネ・農業体験を」『日本経済新聞』2013.12.28.

(64) 「四倉のとまとランド 待望の出荷再開 独自に放射性物質検査 「いわきブランド」 守り抜く」『福島民報』2011.9.3.

観光農園や直売所の運営も行うことになり、平成28年春の操業開始時には、地元を中心に25人程度の雇用を計画していると報道されている。⁽⁶⁵⁾

(2) 女性の力を生かした取組

全国的にみて、農村女性は6次産業化の牽引役的な存在となっており⁽⁶⁶⁾、また、農村女性による起業は農村活性化にも寄与していると指摘されている。その傾向としては零細規模のものが多く収益も少ないが、それでも起業する理由として、社会的使命感が挙げられている。そして、そのような社会的企業的な特性が「農山漁村を元気にする」と指摘されている⁽⁶⁷⁾。

(i) いわきおてんとSUNプロジェクト

いわき市は、津波被害や風評被害により、もともと多かった耕作放棄地がさらに増加することが懸念されていた。

そのような中で、特定非営利活動法人の理事長であった女性が、他のNPO活動をしていた人たちと連携して始めたのが、このプロジェクトである。これは、持続可能なまちづくりに向

けて、農業の再生のためのオーガニック Cottonの栽培⁽⁶⁸⁾と製品化、自然エネルギーへの転換のための市民コミュニティ電力の設立、これらの試みを学びとして提供するスタディーツアーの開催、という3つの取組を行うもので、平成25年2月からは、企業組合として活動している。⁽⁶⁹⁾

このプロジェクトの誕生は、「結結プロジェクト」⁽⁷⁰⁾の後押しによるものであり、事業の開始後も、首都圏や地元の女性事業家たちの支援や、Cottonの栽培に詳しい信州大学の指導及び支援などが事業を支えた。そのほか、大量に必要な人手については首都圏からのボランティアが担い手となり、農作業を進める上では、様々なグループが派遣する農業応援ボランティアが戦力となったという。事業の立ち上がり際には、総務省の事業として助成を受け、民間企業の寄付にも助けられたが、地域の農業者が生業としてCottonを栽培できるようになることを目指しており、事業化が今後の大きな課題となっている。⁽⁷¹⁾

(65) 東北農政局『東北 食料・農業・農村情勢報告 平成25年度』p.222;「JR東日本 とまとランドいわき 生産・加工会社きょう設立」『福島民報』2014.9.4.

(66) 背景として、①少子高齢化が進み、女性が働く機会が増え、働き方が多様化してきたことにより起業も自らの能力を生かす方法の1つの選択肢になっていること、②米に依存した経営から、経営の複合化、多角化によって所得の向上及び安定を図る傾向に変化しており、その動きの中で農村女性起業が有効に機能していることが挙げられている。(澤野久美『社会的企業をめざす農村女性たち—地域の担い手としての農村女性起業—』筑波書房、2012, pp.11-12.)

(67) 中道仁美「農村を元気にするカギは女性の社会的起業」『AFCフォーラム』59巻9号、2011.12, pp.7-10.

(68) Cottonは「塩害に強く、放射性セシウムの移行係数も野菜より相当低い」が、食用だと風評被害があるので織維用の作物にすることを考えたと紹介されている。また「環境に配慮した栽培」を行うことは、環境にダメージを受けた「福島・いわきを救う唯一無二の方法に思えた」、宮城県の仙台平野で予定されていた「東北Cottonプロジェクト」という大規模なプロジェクトとは「異なる意味合いが生まれることを感じた」とも述べられている。(吉田恵美子・島村守彦「福島復興へのみち—いわきおてんとSUNプロジェクト 発 日本社会へ—」松岡俊二・いわきおてんとSUN企業組合編『フクシマから日本の未来を創る—復興のための新しい発想—』早稲田大学出版部、2013, p.95; 大江正章「福島農業の再生をめざして」『世界』850号、2013.12, p.218.)

(69) 吉田・島村 同上, pp.90-106.

(70) 「認定NPO法人JKSK女性の活力を社会の活力に」が、東日本大震災を契機に立ち上げたプロジェクト。半年に一度の車座交流会の開催、被災地の女性リーダーたちと首都圏等の女性エキスパートたちのネットワーク化、車座などで提案されたプロジェクトの事業化などを行っている。(同ウェブサイト <<http://jksk.jp/j/index.html>>)

(71) 吉田・島村 前掲注(68), pp.96-110. 外部の専門家の技術やノウハウを活用しながら、内部の人材育成を進めていくことが必要との認識が述べられている。

(ii) かーちゃんのか・プロジェクト

震災前には、地元の地場食材を生かした農産物加工や直売、農家民宿や農家レストランに取り組んでいた女性農業者たちが、震災後、避難先においても、協力しながらそれらに再び取り組む「かーちゃんのか・プロジェクト」が動いている⁽⁷²⁾。これは、飯舘村、浪江町津島、葛尾村及び川俣町山木屋から福島市に避難していた女性農業者と接した福島大学小規模自治体研究所のメンバーが、農作業をしたいという女性農業者の希望や女性農業者の加工の知恵と技術を避難先で生かすことから構想を練り、福島県緊急雇用創出事業に申請して具体化させたものということである⁽⁷³⁾。

このプロジェクトは、まず阿武隈地域の餅文化にちなんだ餅づくりに取り組むことになった。平成23年12月に「結もちプロジェクト」を開催し、これをきっかけに平成24年には、避難中の女性農業者と福島市周辺の女性が集まり、「かーちゃんのか・プロジェクト協議会」が結成され、福島県地域雇用再生創出モデル事業の助成を受けて⁽⁷⁴⁾、仮設住宅向けの健康弁当や各種加工品の製造を本格化させた。その後、加工だけでなく、生産から加工・販売までを行う6次産業化を再構築したいという願いを実現するため、農地や建物を借りることのできる一般社団法人「ふくしまかーちゃんのかネットワーク」(福島大学の教員が理事)が設立され、同協議会とともに、プロジェクトを推進していくことになった。平成24年12月には、産直カフェ「かーちゃんふるさと農園わいわい」⁽⁷⁵⁾を

福島市内にオープンさせている。⁽⁷⁶⁾

このプロジェクトの成果としては、①女性農業者の生きがいとやりがいになっていることや被災者・避難者を元気づけていること、②地元のNPOや農家の全面的な協力を得た事業展開により、新しいコミュニティを生み出していること、③全国各地の個人や団体に支えられているこのプロジェクト⁽⁷⁷⁾を手本に、女性の力を生かした復興プログラムが宮城県でも立ち上がり、地域を超えた新しい連帯と協働・協同が生まれていること、④震災後危機に瀕していた阿武隈地域に伝わる「凍み文化(凍み豆腐、凍み大根、凍み餅など)」の継承を担っていること、などが挙げられている。このように、単なる仕事づくりに留まらない意義を有する取組であるが、今後、このプロジェクトを継続していくためには、現在受けている助成事業が終了した後も、支出に見合った収益の確保が必要であり、独自のマーケットの開拓と身の丈にあった「自立」モデルの構築が求められている。⁽⁷⁸⁾

4 6次産業化等高付加価値化の取組

農産物について、安全・安心ということだけでなく、美味しさ、栄養価、機能性などの点からも評価されることにより、風評被害を克服しようという取組も行われている。

鈴木農場(郡山市)では、震災により、一時中断していた野菜のブランド化を再開し、「誰もが食べてみたい」と思える野菜を「栄養価や機能性など、プラス面をきちんと数値化して販売していきたい」としている⁽⁷⁹⁾。

(72) 守友 前掲注(47), p.116; 塩谷弘康「人間の復興とふるさとの再生を目指して―「かーちゃんのか・プロジェクト」の取り組み―」『農村と都市をむすぶ』64巻5号, 2014.5, pp.25-26.

(73) 塩谷 同上, pp.28-29; 守友 同上, pp.132-133.

(74) 平成24年4月から3年間の助成を受け、12人の「かーちゃん」を雇用した。(塩谷 同上, p.31.)

(75) 震災直前に街中の直売所兼レストランとしてJAふくしまがオープンした「キッチンガーデン」を使わせてもらったとのことである。(同上, p.32.)

(76) 同上, pp.30-32; 守友 前掲注(47), pp.132-133.

(77) 年会費を納めるサポーター会員に「かーちゃんたちが作った故郷の味」が届けられるとともに、年会費の一部が活動費に充てられる。(「サポーター寄付募集」かーちゃんのか・プロジェクトウェブサイト<<http://www.ka-tyan.com/content06.html>>)

(78) 塩谷 前掲注(72), pp.33-34.

また、鈴木農園（郡山市）は、震災前に、味を重視したなめこのブランド化に成功し、全国にシェアを拡大し、ニンジンを使った6次産業化にも着手していた。震災後は、取引は難航したが、ニンジンジュースの商品化を実現させ、その美味しさから、口コミで出荷が増えている。なめこは、消費者からキノコ類として敬遠され価格が戻らないが、高品質なものを作り続けることで、積極的に仕入れ、応援する量販店もあるという。震災後も70人の従業員の雇用を継続して地域の活性化につなげ、安定した収入の確保のため太陽光発電にも取り組んでいる。⁽⁸⁰⁾

二本松市東和地区では、8人の農家が共同出資で、果実酒製造・販売の株式会社「ふくしま農家の夢ワイン」を設立した。かつての蚕の地域共同飼育所施設を自らワイナリーに改築し、かつて桑畑だった荒地にブドウを植えたという。最初の商品は、風評被害で売れなかったリングを材料としたシードルワインであり、テレビや新聞の報道効果もあり、ほぼ完売となったという。⁽⁸¹⁾

IV 復興に向けた課題

これまで、福島県における農業の復旧・復興をめぐる状況といくつかの事例について見てきた。地域によって、地震・津波・原発事故による被災の状態は異なるが、原発事故の影響により、福島県の農業の復興に向けた動きは遅れているといわざるをえない。これ以上の営農再開の遅れは、これまで農業を支えてきた高齢の農業者の離農の動きに拍車をかけ、また、若い年齢層の農業者の流出を招くことになり、復興の

加速化は急を要する。

地域の特性を生かした多様な取組を支援し、福島県の農業の復興を進めるためには、どのようなことが求められているのか。Ⅲで紹介した事例も踏まえつつ、これまでに指摘されている課題を整理してみたい。

1 復興に向けた取組の進め方

東日本大震災から既に3年半余りが経過しており、改めて復興に向けた基本的な枠組みの議論をすることは不要なようにも思われる。しかし、原発事故による避難地域のように、これから、本格的に復興に向けた地域づくりの取組が始まる地域もある。また、既に、取組が始まっている地域においても、試行錯誤の段階のところもある。ここに紹介する提案や指摘は、震災からあまり日が経っていない段階のものであるが、地域が主体となって復興を進めるという基本的な方向性を確認することは、いまだ重要な意味を持つものと思われる。

(1) 農村コミュニティの再生と農業の復興の一体的な推進

復興計画などにおいて、復興の理念として、「地域コミュニティの再生」は、国・県・市町村のいずれのレベルにおいても、重要な項目として位置付けられ、「農業の復興」も同様に引き上げられている。「地域コミュニティ」の再生の中には、「農村コミュニティ」の再生も含まれているものと考えられるが、多年にわたって、地縁・血縁を基に培われてきた「農村コミュニティ」の特性への配慮及び「農村コミュニティの再生と農業の復興の一体性」についての配慮

(79) 三好かやの「郡山の農家と福ケッチャーノ」『農耕と園芸』69巻6号, 2014.6, pp.53-54。「セシウムが検出されなだけで買っただけでない」としてブランド野菜の開発に取り組み、「風評被害に負けないで、圧倒的にいいものを、作り続けていきたい」としている。(三好かやの「“品種力”を見極め売り場で勝負！直売所のヒットメーカー鈴木農場鈴木光一さん」『農耕と園芸』68巻9号, 2013.9, pp.42-47.)

(80) 三好「郡山の農家と福ケッチャーノ」同上, pp.54-55; 杉本実季「6次産業化を進める法人を訪ねて—なめこのブランド化を基盤にニンジンで6次産業化を実現—」『技術と普及』51巻9号, 2014.9, pp.11-13.

(81) 飯塚 前掲注(35), pp.111-112; 三好かやの「400人の学生・研究者が協力「ゆうきの里東和」の生産者たち」『農耕と園芸』68巻11号, 2013.11, pp.40-41; 「起業次々 復興の力に」『読売新聞』2013.9.21, 夕刊.

が十分ではないとの指摘がある⁽⁸²⁾。そして、農業は生活の場と生産の場が一体であり、コミュニティの共同性に支えられて生産活動が行われるという特質をもった産業であることを考慮し、両方の再生を一体的に考えることの重要性を復興関係者全体で共有しておく必要がある、と指摘されている⁽⁸³⁾。

なお、新潟県中越地震（平成16年）の被災地において、集落ごとの復興計画の策定に当たり、村役場の職員や県の復興基金を活用して配置された地域復興支援員が、地域住民だけでは発想しえなかった復興計画・復興に向けた取組についての合意形成をサポートする効果などがみられ、このことから、地域外の支援者を復興に向けた活動に取り込むことの効果が示唆されている⁽⁸⁴⁾。

(2) ボトムアップ型の取組の促進

生産基盤の再建は農業再生の前提条件となる。「生産基盤」は、「地域資源」（水利施設や農道など）と「経営資源」（ハウスや畜舎など）とに大別されるが、前者は、階層構造を持っており⁽⁸⁵⁾、地域の中での調整を避けて通れない。

行政が主導して、地域資源の復興の青写真（技術的な見地から、将来の災害への対応の観点をも踏まえ、「農地として再生可能な範囲」と「再生される農地のタイプ」を確定することがポイント⁽⁸⁶⁾）を提示し、そのもとで、個々の農業経営者やそのグループが保有する経営資源の復興、すなわち、農業経営と生活の再建は当事者の意思に基づくボトムアップ方式によることが基本であると指摘されている⁽⁸⁷⁾。

地域の農業にはそれぞれ歴史があり、新しい農業の形は、歴史を踏まえながら、農業経営者やそのグループが主体となって考えていくべき領域である、としつつ、これを支える仕組みや取組が必要であるとして、①行政は、その農業者の経営判断とその実現を支える側面支援として、必要に応じて公的融資や債務処理に応じるとともに、特区制度などの使いやすい制度を用意、②農業改良普及センター、農協、農業試験場などによる情報やアイデアの提供や、食品企業や生協との交流・連携が重要、③大学や学会とのつながりをつくるのが有効ということが指摘されている⁽⁸⁸⁾。

82 莊林幹太郎「農村コミュニティの再興に向けた視点の重要性」（東日本大震災復興農村計画への第二次提言—農業農村工学会研究委員会震災復興農村計画小委員会—）2011.11.30. <<http://www.jsidre.or.jp/touhokujishin/s-iinkai2/shobayashi.pdf>> ただし、これは既存のコミュニティの維持を大前提とすべきということではなく、今後の持続的な農村集落を実現するためにも、両者を異なるパーツとして扱うのではなく、常に同一の平面で構想することの重要性を意味している、と説明されている。

83 莊林幹太郎「農村、そして農業の観点からの被災地域の復興に関する検討課題」（第3回東日本大震災復興会議検討委員会提出資料）2011.4.29, pp.2-3. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kentou3/syobayashi.pdf>> なお、宮城県の東部地区の復興に関するものであるが、「農業の再生と住宅や集落の再建・再生は不可分のものであるが、縦割り行政のもと、それらは別のもので説明会が開催され、事業が別々に進められている」との指摘がある。（福島かずえ「仙台市東部地域の農業・農村集落の被災実態とその再生」岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体—「人間の復興」へのみち—』自治体研究社, 2013, p.260.）

84 吉田 前掲注55, p.19. 莊林氏も、計画策定などに関する話合いのサポート、専門家集団の活用必要性を指摘している。（莊林 同上, p.8.）

85 例えば、水利施設は、取水施設、幹線用水路、支線・末端用水路、個々の圃場などについて、規模などにより、国・県、土地改良区、集落等が関わっている。

86 津波の被災地域には地盤沈下ということもあるので、農地として再生できるか、農地として再生できても、いわば遊水池的な機能も考慮して再生するのか、という点について純技術的な観点から切り分け、確定することが大切、としている。（生源寺眞一「東日本大震災と農村社会の復興・復興について」『農業』No.1555, 2012.1, p.25.）

87 同上, pp.23-26; 生源寺眞一「東日本大震災と農業・農村のあり方」（水土保全・防災シンポジウム資料）2011.11.15, pp.9-11, 15. <<http://www.maff.go.jp/tokai/seibi/midoriform/pdf/syougensjiryou.pdf>>; 同「東日本大震災における農業・農村の復興」2011.6.2, 東京財団ウェブサイト, pp.2-3. <<http://www.tkfd.or.jp/topics/detail.php?id=279>>

2 原発事故による被害への対応

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」では、「福島第一原発の事故収束は、福島再生の大前提」であり、「事故収束に向けた取組を強化する」とされているところである。

福島第一原発においてトラブルが起きるたびに、風評被害が広がってしまうため、廃炉や汚染水対策について、安全かつ安定した対応で進めてほしい、という地元からの要望は強い⁽⁸⁹⁾。

また、住民意向調査などにおいて、帰還を判断する上で必要と思う情報として、地域によって幅はあるものの、「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」と回答した者の割合が高い地域が多く⁽⁹⁰⁾、福島に不安を感じる人は、原発事故が収束していないことへの不安が大きいとの指摘もある⁽⁹¹⁾。

以下では、福島県の農業に大きな被害をもたらした、また、その復興において大きな障壁となっている原発事故による被害⁽⁹²⁾に関する課題を整理する。

(1) 放射性物質による農産物の汚染対策

放射性物質による農産物の汚染対策は、大きく分けると、次の2つに分けられている。

- ① 生産段階での対策（＝食品それ自体の放射能低減のため）
 - (a) 放射性物質分布マップの作成とゾーニング（土地利用計画の策定と汚染実態に応じた栽培品目の選定）
 - (b) 栽培時における吸収抑制（土壌肥料の工夫、農業用水などへの注意）
 - (c) 食品加工による放射性物質の低減（植物油の抽出、蒸留酒加工など）
- ② 生産後の食品検査（＝基準値を超えた食品を流過程から除外するため）
 - (a) 国や県によるモニタリング検査
 - (b) 市町村・農協などが実施する自主検査
 - (c) 消費地において消費者が行う自主検査など

そして、①と②は、相互に連動させることにより、農産物の安全性及び検査の精度が高まるなど、より大きな効果が生まれると指摘されている。⁽⁹³⁾

88) 生源寺 前掲注(86), p.26. なお、伊達市の農業者のアンケートでは、かなりの農業者が営農意欲をなくしたり、3年以内の離農・縮小の意向を示しており、急激な構造変化が起きることも予測される中、農地流動化・組織化への支援などの必要性が指摘されている。（小松知未「原子力災害の被災地域における放射性物質対策の実態と支援方策」『農村経済研究』32巻1号, 2014.3, pp.32-33.）福島県は、高齢な農業者が多いことを考えると、今後、各地で同様の問題に直面することも予想される。

89) 復興庁「議事録」（第9回原子力災害からの福島復興再生協議会）2014.8.9, p.10. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20140909_gijiroku.pdf>

90) 復興庁「平成25年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果」2014.6, pp.16-17. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/20140613_25zentaihokokusyo.pdf>

91) 小山良太「序章 原発事故から三年目の福島で」小山・小松編著 前掲注(27), pp.18-19.

92) 農業の分野における被害を、①フローの被害：農産物が生産できなかつたり、販売できなかつたりしたことによる経済的な実害と風評被害による価格の下落分（現在、損害賠償の対象）、②ストックの損害：農地の放射能汚染、避難による施設・機械などの使用制限、③社会関係資本等の損害：多種多様な有形無形の損害。農村内部の地域営農を支える資源・組織・人間関係、地域における産地形成投資、地域ブランド、伝統文化の継承などの3つに分類してとらえ、②及び③についての損害の把握と補てんが今後の問題であるとの指摘がある。（日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会「提言 原子力災害に伴う食と農の「風評」問題対策としての検査態勢の体系化に関する緊急提言」2013.9.6, p.3. <<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t177-2.pdf>>; 小山良太「放射能汚染マップが福島の農業を救う」福島大学原発災害支援フォーラム・東京大学原発災害支援フォーラム『原発災害とアカデミズム』合同出版, 2013, pp.65-66.）

93) 石井秀樹「農業再生に向けた放射能対策とその社会的応用—放射性物質分布マップ・試験栽培・全袋検査の統合—」小山・小松編著 前掲注(27), pp.129-131; 小山良太「食と農の再生に向けた現状と課題—「風評問題と検査体制」—」同, p.48.

そこで、これらの項目の主なものについて、少し詳しくみてみたい。

(i) 放射性物質分布マップの作成

Ⅲで紹介したように、各地の農業者たちは、原発事故の直後から、自ら耕す農地の汚染の状況を知ることがを希望し、専門家等の支援により、農地の放射性物質濃度の計測が行われている⁽⁹⁴⁾。

安全な農産物の生産が可能か、どのような対策を講ずれば安全な農産物の生産が可能になるのか⁽⁹⁵⁾、営農することは農業者自身の健康にどのような影響を及ぼすのか、など、営農を継続するための具体的な対策を立てるためには、まず、現状を把握することが出発点になる。これまでも2キロメッシュでの調査⁽⁹⁶⁾などは行われてきたが、農地ごとなど、より小さな単位での計測に基づくマップ作りの必要性を指摘する声は多い⁽⁹⁷⁾。詳細な汚染の状況を把握することにより、汚染度合いに応じた効果的な除染が

可能になるとも指摘されている⁽⁹⁸⁾。

また、このようなマップを基に、それを踏まえたゾーニングを行い、さらに、農地レベルでの認証制度の創設も提案されている⁽⁹⁹⁾。

(ii) 栽培時の吸収抑制

原発事故の直後には、農地の土壌中の放射性セシウム濃度と比例して農作物に放射性セシウムが移行すると考えられたが、土壌中のカリウムが欠乏している場合に移行が起きやすいこと⁽¹⁰⁰⁾、また、移行係数も想定より低いことなどがわかってきた⁽¹⁰¹⁾。

栽培時の吸収について、土壌からだけでなく、農業用水からの流入水の影響も考えられ、水田の水口、中央、水尻で調査を行った結果、水口で放射性物質の含有量が多い傾向が指摘されている。里山（森林）からの水の流入量が多い水田での監視の必要性が指摘されており⁽¹⁰²⁾、県内の7割を超える森林の除染のあり方が課題と

94 菅野 前掲注32, pp.42-53; 長谷川浩「市民による放射能の「見える化」を農の復興につなげる」菅野・長谷川 編著 前掲注32, pp.153-179; 小松知未・小山良太「地域住民と大学の連携」同, pp. 227-241.

95 農地の放射能汚染の度合いが把握できていれば、それを踏まえて、移行係数の低い作物の生産に転換する等、土壌の状態に合った吸収抑制対策を効果的に実施することができる。(小山 前掲注93)

96 「放射線量等分布マップ拡大サイト」<<http://ramap.jaea.go.jp/map/>>

97 石井 前掲注93, pp.111-117; 小山良太「福島県における放射能汚染問題と食の安全対策」田代洋一・岡田知弘 編著『復興の息吹き—人間の復興・農林漁業の再生—』農山漁村文化協会, 2012, pp.173-176; 野中 前掲注34, pp.95-96; 福島民報社編集局『福島と原発 2—放射線との闘い+ 1000 日の記憶—』早稲田大学出版部, 2014, pp.219-221; 石井秀樹ほか「食と農の対策の国際比較」小山・小松編著 前掲注27, pp.83-84. 福島大学が、平成 24 年 3 月に、福島県の農林水産関係者（JA グループ福島、福島県森林組合連合会、福島県漁業協同組合連合会）を対象に行ったアンケートにおいて、「食料・農業対策として国・行政が直ちに行うべきだと思う項目」（複数回答）として、①「農地の汚染マップを作成」（54%）、②「損害賠償の枠組みを拡大」（49%）、③「放射性物質の吸収を抑制する営農技術を指導」（47%）という回答が多かった。(小山 前掲注92, pp.59-60.) 門間敏幸「放射能汚染対策と農業政策」『農村経済研究』32 巻 1 号, 2014.3, pp.17-18. 土壌の特性と農地 1 筆単位の実態把握が、農業生産の復興には不可欠と指摘している。

98 小山 前掲注91, pp.16-17; 石井 同上, pp.106-107.

99 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会 前掲注92, pp.6-7, 9-10. これらの制度の構築のため、統一的な法令・制度の整備も必要とされている。なお、これらの提案には、チェルノブイリ原子力発電所事故により汚染されたベラルーシ共和国の対策が参考にされている。ベラルーシ共和国と日本では、面積、地形などの自然条件、政治体制その他の違いがあることを踏まえつつ、取りまとめられている。

100 農林水産省ほか「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について—要因解析調査と試験栽培等の結果の取りまとめ—（概要第 2 版）」2014.3, pp.3-4. <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/youin_kome2.pdf>

101 野中 前掲注34, pp.106-109.

102 同上, pp.94-111; 石井ほか 前掲注97, pp.59-60. 同様に、水を介した放射性セシウムの移行についての注意喚起の必要性に関し、言及している。なお、農林水産省ほか 前掲注100)においては、水田から流入する水の影響は限定的と考えられる、としている。(同, p.15.)

なっている⁽¹⁰³⁾。

(iii) 検査体制の確立

福島県においては、平成24年から、米については、生産者団体や消費者団体によるスクリーニング検査と、その検査で値が高かった米を対象とする国や県の詳細検査の連携で検査が行われているが⁽¹⁰⁴⁾、米以外の農作物についても、このような「態勢」を整えるべきとの指摘がある⁽¹⁰⁵⁾。また、消費者自身が測定できる機会を提供することも必要とされている⁽¹⁰⁶⁾。さらに、放射性物質による汚染が県を超えて広がった状況の下で、福島県だけ検査体制を整えても、その効果は限定的であるとして、国の責任のもと、(i)及び(ii)と併せて、汚染程度に合わせた検査・対策を行う体制を構築し、管理体制を認証する仕組みを制度化することが提案されている⁽¹⁰⁷⁾。

(2) 風評被害対策

(i) 真の「風評」問題対策

風評問題の解決には、消費者が安心できる「理由」と安全を担保する「根拠」を提示することが必要であり、そのためには、(1)で取り上げた(i)から(iii)までの体制を整えることが、真の「風

評」問題対策になる、との指摘がある。⁽¹⁰⁸⁾

(ii) 「事実」、「検査体制」・「吸収抑制策」を伝えること

(a) 「事実」を伝えること

現在、現実には、放射性物質の基準値として、政府の定めた基準(100Bq)、事業者が自主基準として多く採用している基準(50Bq)⁽¹⁰⁹⁾、検査機器の検出限界では放射性物質が検出されなかったというND(検出限界値未満)のトリプルスタンダードになっているのではないかと、との指摘がある。その上で、原発事故後3年が経過し、事実上は、NDが結果的に合意されたデファクトスタンダードであり、かつ、実際には、流通しているほとんどの食品がNDの状態になっていることをもっと踏まえる必要がある、と指摘されている。そして、「現実としてほとんどの農産物についてはNDである」という汚染に関する科学的事実を淡々と伝えることが、現段階で最も重要とされている。⁽¹¹⁰⁾

(b) 「検査体制」・「吸収抑制策」を伝えること

現状の検査体制を伝えていくことが、(a)の次に重要と指摘されている。消費者が不安を解消した理由として、「検査が行われているから」

⁽¹⁰³⁾ 小山 前掲注(91), pp.16-17. 除染の方法に問題があり、その問題点として、①除染の効果についての評価基準が統一されていないこと、②自治体ごとの実施のため、面的な効果、技術的な情報、実施するうえで明らかになった課題(水の処理方法など)を共有できないこと、③根本的な問題として、除染を行う上で必要な現状分析である放射能汚染マップが整備されていないことが挙げられている。ほかの各検査と併せて、除染方式の体系化と法令による裏付けを手当てすることが提案されている。

⁽¹⁰⁴⁾ 福島県「全量全袋検査の体制」<<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/zenryouzenhukurokensa-taisei.html>>; 同前掲注(26) なお、この検査によって基準値を超える農産物の生産された圃場が特定できれば、水源や土壌の実態把握などを行うことで放射性物質の移行のメカニズムの解明に役立ち、また、営農の際の、具体的な吸収抑制対策の指導を行うことも可能になると指摘されている。(石井 前掲注(93), pp.129-130.)

⁽¹⁰⁵⁾ 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会 前掲注(92), p.iii. その一方で、全戸・全品の自主検査における高齢農業者の負担について心配する声もある。(福島県 JA 新ふくしま「すべての組合員の協力のもと全戸・全品目検査を続ける」『地上』67巻4号, 2013.4, pp.28-29.)

⁽¹⁰⁶⁾ 日本学術会議東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会 同上

⁽¹⁰⁷⁾ 鈴木幸則・小山良太「福島県農業の再生の取り組み」『農村経済研究』32巻1号, 2014.3, p.14; 小山 前掲注(91), pp.44-48.

⁽¹⁰⁸⁾ 小山 同上, pp.42-48.

⁽¹⁰⁹⁾ なお、「過剰な規制と消費段階での混乱を避けるため」、自主検査でも食品衛生法の基準値に基づいて判断するよう呼びかけている。(農林水産省食料産業局長「食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について」(平成24年4月20日24食産第445号) <<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/ryutu/pdf/kyoukucho.pdf>>)

というものが大きい。「数値」の問題ではなく、「なんとなく不安」ということが風評被害を生み出しているといえることから、検査を真摯に行って、その結果を徹底的に公表していく「姿勢」が重要としている。単に、測定結果を公開する、というだけでなく、それを信じてもらえるような数値以外の様々な「姿勢」を示すことも必要とされている。⁽¹¹¹⁾

平成26年2月に実施された消費者意識調査では、「検査が行われていることを知らない」が26.9%となっており⁽¹¹²⁾、また、東京農業大学が、平成25年10月に東京都内で行った消費者調査においても、福島県における米の全量全袋検査についての認知度が50%程度しかないとわかり、今後のPRの必要性が確認された結果となっている⁽¹¹³⁾。

(3) 営農者の健康管理

放射性物質によって汚染された環境の中で長時間働く農業者自身の健康への影響という問題

がある。営農に伴う外部被ばく、そして、マスクをしないで営農した場合などの内部被ばくについての懸念が示されている⁽¹¹⁴⁾。

放射性物質の影響を重く見て、放射線量の高い地域での営農を控え、他の地域における営農の途を検討すべきとの指摘もある。特に、家族で営農を続ける場合の、子どもなど若い人の被ばくの懸念が示されている⁽¹¹⁵⁾。

放射線量の高い地域で生活する場合には、個人の被ばく量を測った上で、高い時はその対策をとることの公的な支援が必要であり、ICRP（国際放射線防護委員会）も同様の勧告を行っているが、日本の法体系には組み込まれていないとの指摘もある⁽¹¹⁶⁾。

農業者が、安全に、かつ、安心して営農を続けるためには、まずは、自らの被ばく量を知ることが必要であり、それは、内部被ばくと外部被ばくの総量を考慮する必要がある⁽¹¹⁷⁾。現在は、各個人の被ばく量を総合的に把握できる体制にはなっていないため、「共通のプラットホー

⁽¹¹⁰⁾ 関谷 前掲注(18), pp.41-46. 放射線の健康に与える影響や、その判断の結果の「安全を伝える」ことについては、震災直後に様々な専門家が異なることを発言したことなど、不信任が醸成されており、その払拭には時間がかかるとしている。

⁽¹¹¹⁾ 同上, p.46. 検査されていないこと自体が不信任を生むので、ほとんどがNDであっても、簡単に検査を止めるべきではない、としている。; 関谷直也・廣井悠「東日本大震災後の価値観の変化とメディア産業のBCP—震災直後の状況と消費行動・安全観・人生観の変化からメディア産業のBCPを考える—」2014, p.73. <http://www.yhmf.jp/pdf/activity/aid/47_06.pdf>

⁽¹¹²⁾ 消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第3回）について」2014.3.11, p.8. <http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140311kouhyou_2.pdf> なお、原発事故の放射能汚染「問題」に関する報道は行われるのに、その後の福島における食品の安全性確保に向けた取組（「対策」）についてはほとんど報道されないとの指摘がある。（小山良太「放射能汚染対策の体系化と風評問題」『第50回 東北農業経済学会 岩手大会報告要旨』（平成26年8月22日）配布資料）p.27.)

⁽¹¹³⁾ 「福島農産物敬遠 なお3割 東農大「安全性PRが必要」」『読売新聞』（福島版）2014.2.24.

⁽¹¹⁴⁾ 長谷川 前掲注(94), p.179; 「農家の人たちは、原発事故後、まずは、農地が大丈夫か心配し、次に、農作物は大丈夫か（移行しないか）心配していたが、今、一番の関心事は外部被ばくの問題ではないか」（国立国会図書館調査及び立法考査局で平成26年9月12日に開催した説明聴取会における小山福島大学教授による発言）; 菅野 前掲注(32), p.42.

⁽¹¹⁵⁾ 小出裕章「放射線管理区域を超える汚染地域で農業をどう守るか」小出裕章ほか『原発事故と農の復興—避難すれば、それで済むのか?!—』コモンズ, 2013, pp.8-11.

⁽¹¹⁶⁾ 早野龍五・糸井重里「第10回 個別に考える。」『早野龍五さんが照らしてくれた地図』 <<http://www.1101.com/hayano/2013-06-28.html>>; 甲斐倫明監修, 本間俊充ほか訳, ICRP 勧告翻訳検討委員会編『原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用』（ICRP Publication 111）2012, pp.2, 19-20. (原書名: Application of the Commission's Recommendations to the Protection of People Living in Long-term Contaminated Areas after a Nuclear or a Radiation Emergency.) <http://www.icrp.org/docs/P111_Japanese.pdf>

⁽¹¹⁷⁾ 戎谷 前掲注(52), p.220.

ム」の確立が必要であるとして体制の整備が提案されている⁽¹¹⁸⁾。

3 6次産業化等の促進のための課題

基本方針やマスタープランでは、農業について、6次産業化等高付加価値化を進めていくこととされている。福島県においても、ふくしま農林水産業新生プランでは、「地域産業の6次産業化推進プロジェクト」が重点戦略の1つと位置付けられている。この高付加価値化や低コスト化など強い農業を作るという方向性について、その動きが、現場から出てくることが大事だという指摘がある⁽¹¹⁹⁾。

また、農林水産省が行った意識・意向調査において「6次産業化」に取り組むに当たっての課題について尋ねたところ、「事業のノウハウ・技術をもっていない」(36.7%)、「資金が乏しい」(29.4%)、「労働力が不足している」(23.1%)、「ノウハウ・技術を指導や支援してくれる人・機関がない」(21.0%)、「事業のリスクが大きい」(20.6%)が多くなっている⁽¹²⁰⁾。6次産業化に伴う申請手続の簡素化、事業を始める際に金融などの知識を持つ当事者が1か所ですべての相談に応じる専門窓口などについての要望もある⁽¹²¹⁾。これらも示すように、6次産業化を促進するためには、その取組に対する多様な支援が求められる。

同じ津波被災地であっても、宮城県においては、6次産業化を展開する復興のモデル的な経営体が台頭している⁽¹²²⁾。それに比し、福島県

の場合は、原発事故に伴う風評被害の影響もあり、6次産業化の進展に格差があると指摘されている。そして、農地復旧や営農再開の遅れ、営農意欲低下の懸念など「不確実な将来の下で」、営農に前向きな生産者の構想に、「民間企業の協力や投資、公共政策の支援は届きにくい」として、そのような構想を「公共政策が支える仕組み」の必要性も併せて指摘されている。⁽¹²³⁾

4 再生可能エネルギーの農業分野への活用

福島県は、復興ビジョンにおいて、「原発に依存しない、安全・安心で持続可能な社会づくり」を目指す方針を明らかにしており、再生エネルギーの活用について、固定価格買取制度の利用も念頭に置き、積極的な復興計画への位置付けがみられる。しかし、農業分野への活用に関連し、以下の課題が指摘されている。

(1) 熱利用の促進

震災前に、各市町村により策定されていた新エネルギービジョン⁽¹²⁴⁾においては、地域のエネルギー需要実態調査に基づいて再生可能エネルギーの熱プロジェクトが数多く取り上げられていたが、震災後の復興計画における再生可能エネルギーの利用に関しては、熱利用に関する記述が減少している。再生可能エネルギーの導入先としては、農業関連分野では、農業施設、食品加工場などを挙げた市町村が少なくなく、それらは、熱需要の割合が高い。電力中心ではなく、熱利用も含めた総合的な議論の必要性が

(118) 神谷研二「復興におけるリスクコミュニケーションと合意形成のポイント」『東日本大震災への対応—首相官邸災害対策ページ—』2013.12.25. <http://www.kantei.go.jp/saigai/senmonka_g57.html>

(119) 「強い農業をつくろう、という現場の声こそ大事」『言論スタジオ 被災地の農業をどう復興させるのか』(2011年6月13日収録の議論における生源寺眞一氏発言。) <<http://www.genron-npo.net/studio/2011/06/post-7-4.html>>

(120) 農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」2011.5.19, p.4. <<http://www.maff.go.jp/j/finding/mind/pdf/m230519.pdf>>

(121) 「漁業者の投資 助けて 坪内知佳氏」『読売新聞』2014.8.27.

(122) 石井圭一「津波被災地の多様な農業・農村復興」『第50回 東北農業経済学会 岩手大会報告要旨』前掲注(112), p.22.

(123) 同上, pp.22-23.

(124) 経済産業省の「地域新エネルギービジョン策定等事業」に基づくもので、事業期間は、平成10~22年度であった。

指摘されている。⁽¹²⁵⁾

(2) 地域主導の再生可能エネルギーの利用

津波や原発事故により、利用困難な土地が大量に発生したことから、そのような土地の有効活用と税収の増加を見込んで地域外の資本誘致によるメガソーラーを復興計画に掲げた市町村が多い。しかし、地域外の資本による大規模な再生可能エネルギー発電所の増加は、被災地にとっての利益は乏しい。農村の再生可能エネルギー資源が、地域の活性化や農業の復興に役立つような形で利用されることが期待されている。⁽¹²⁶⁾

おわりに

地域経済論の観点から農山村振興論として提起されたのが、保母武彦島根大学名誉教授による内発的発展論⁽¹²⁷⁾である。これは、地域の自律的な意思に基づき、地域の資源・技術・人材などハードとソフトの資源を活用して、総合的に地域が発展するための理論と政策を提示するものであり、この内発的発展のためには、「農

山村の自前の発展努力」、「農山村と都市との連携」、「国の支援措置」の3つの結合が欠かせないとされている。

もちろん、この内発的発展論から、直ちに、それぞれの地域の具体的な農山村振興策が出てくるわけではない。それぞれの地域によって、有している資源は異なり、それをどのように生かしていくのかは、地域の人々の判断により異なってくることになる。いまだ厳しい状況に置かれている福島県であるが、そして、現時点では、力強く確かな歩みというところまではいっていないかもしれないが、既に、被災各地において、そのような内発的発展に向けた取組は始まっている。

震災から3年半が過ぎ、「風化」への懸念も示されているが、福島県をはじめ、被災地における農業の復興に向けた努力は営々と続いている。「農山村の自前の発展努力」に基づく取組に対し、地域の内外から、それぞれの主体が可能な形で支え、国がさらなる支援を行っていくことが期待される。

(かやの ちえこ)

⁽¹²⁵⁾ 浦上健司「東日本大震災復興計画における再生可能エネルギー施策の実態と課題—津波被災地、および東京電力福島第一原発事故避難区域の市町村を対象として—」『農村計画学会誌』31巻4号, 2013.3, pp.581-586.

⁽¹²⁶⁾ 同上, pp.582, 587. なお、茅野千江子「農山漁村の振興と再生可能エネルギー—地域主導の活用の促進へ—」『再生可能エネルギーをめぐる諸相—科学技術に関する調査プロジェクト調査報告書—』(調査資料 2013-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2014, pp.159-191. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8563851_po_20130409.pdf?contentNo=1> 参照。

⁽¹²⁷⁾ 保母武彦『日本の農山村をどう再生するか』(岩波現代文庫) 岩波書店, 2013, pp. iii - v, 152-158, 315-322.